

令和 3 年



第 2 回臨時會議案

北海道恵庭市



報告第1号

恵庭市税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月16日提出

恵庭市長 原 田 裕



専決処分書

恵庭市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

恵庭市長 原 田 裕



## 恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第57条第3項」を加える。

第29条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第56条第1項第1号中「この条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第57条に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第88条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第10条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度



まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第4項」を「第7項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和

4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

附則第28条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の恵庭市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前

の例による。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第29条（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5（略）</p>	<p>第1条～第29条（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。)により提供することができる。</u></p> <p>5（略）</p>

現行	改正案
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 29 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第 29 条の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>第 30 条～第 55 条 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第 56 条 第 54 条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支給を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書(以下この条、次条第 2 項及び第 58 条第 1 項において、「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払されたもの(次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 50 条及び第 51 条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第 57 条 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに施行規則第 5 号の 9 様式による申告書その退職手当等の支払をする者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した</p>	<p>第 30 条～第 55 条 (略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第 56 条 第 54 条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第 1 項の規定による申告書(以下この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 58 条第 1 項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第 1 項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第 50 条及び第 51 条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第 57 条 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに施行規則第 5 号の 9 様式による申告書その退職手当等の支払をする者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した</p>

現行	改正案
<p>申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第 328 条の 14 の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 58 条～第 88 条の 3 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第 88 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>	<p>申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第 328 条の 14 の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>第 58 条～第 88 条の 3 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第 88 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p>



現行	改正案
<p>(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</p> <p>(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</p> <p>(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第 88 条の 5～第 149 条 (略)</p>	<p>第 88 条の 5～第 149 条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第 1 条～第 8 条の 2 (略)</p>	<p>第 1 条～第 8 条の 2 (略)</p>
<p>(土地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度まで の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第 9 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>	<p>第 9 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例)</p>	<p>(令和 4 年度又は令和 5 年度 における土地の価格の特例)</p>
<p>第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう</p>	<p>第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう</p>

現行	改正案
<p>。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和 2 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例)</p> <p>第 10 条 宅地等に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定</p>	<p>。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、<u>令和 4 年度分又は令和 5 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 10 条 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定</p>

現行	改正案
<p>める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</p>	<p>める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の_____の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の_____の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</p>

現行	改正案
<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15</p>	<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15</p>

現行	改正案
<p>条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 15 条第 30 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>4 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>5 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>6 法附則第 15 条第 30 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>7 法附則第 15 条第 30 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>8 法附則第 15 条第 30 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p>	<p>条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>4 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>5 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>8 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p>

現行	改正案
9 <u>法附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。	9 <u>法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
10 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	10 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
11 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	11 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
12 <u>法附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	12 <u>法附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
13 <u>法附則第 15 条第 34 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	13 <u>法附則第 15 条第 30 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
14 <u>法附則第 15 条第 38 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	14 <u>法附則第 15 条第 34 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
15 <u>法附則第 15 条第 39 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	15 <u>法附則第 15 条第 35 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
16 <u>法附則第 15 条第 41 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>零とする。</u>	16 (略)
17 (略)	17 (略)
18 (略)	17 (略)
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する <u>平成 30 年度から令和 2 年度まで</u> の各年度分の固定資産税に関する法の規定の適用)	(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u> の各年度分の固定資産税に関する法の規定の適用)

現行	改正案
<p>除外)</p> <p>第 10 条の 3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条</u>の規定に基づき、<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの</u>各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しない。</p> <p>第 10 条の 4～第 11 条 (略)</p> <p>(農地に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 12 条 農地に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____ )に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税</p>	<p>除外)</p> <p>第 10 条の 3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの</u>各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しない。</p> <p>第 10 条の 4～第 11 条 (略)</p> <p>(農地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 12 条 農地に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税</p>

現行	改正案
<p>額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 12 条の 2～第 14 条の 2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 15 条 附則第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 10 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第</p>	<p>第 12 条の 2～第 14 条の 2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第 15 条 附則第 10 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 9 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 136 条第 1 号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 10 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 136 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第</p>



現行	改正案
<p>54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1</p>	<p>54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1</p>

現行	改正案		
<p>項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 15 条の 4～第 15 条の 8 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="259 1117 1099 1161"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場</p>	(略)	<p>項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 15 条の 4～第 15 条の 8 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 7 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1117 1995 1161"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については_____</p>	(略)
(略)			
(略)			

現行	改正案
<p>合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>_____、当該軽自動車<sup>が</sup>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条 _____ において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 89 条の規定の適用については _____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場</p>	<p>4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 89 条の規定の適用については、 _____</p>

現行	改正案		
<p>合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車            が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号            指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の            表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同            表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="257 555 1095 596"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	<p>_____、当該ガソリン軽自動車            が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号            指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の            表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同            表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 555 1991 596"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 <u>法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自            家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第 89 条の規定の適用については、  <u>当該軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初  <u>回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割</u>  <u>に限り、当該軽自動車</u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで  <u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税</u>  <u>の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に</u>  <u>掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自            動車(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 89 条の規定の適用につ  <u>いては、当該ガソリン軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月  <u>31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽</u>  <u>自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和 4 年 4 月 1 日  <u>から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u>  <u>令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げ</u></p>	(略)
(略)			
(略)			

現行	改正案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 18 条～第 27 条 (略)</p>	<p>る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 <u>法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 89 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 18 条～第 27 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 28 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 28 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u></p>

報告第2号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月16日提出

恵庭市長 原 田 裕





専決処分書

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

恵庭市長 原 田 裕



## 恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあたっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第6項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第7項中「附則第6項」を「附則第5項」に、「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改める。

附則第10項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第15項（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度か

ら令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

恵庭市都市計画税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略） （法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <hr/> <p>_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略） （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあたっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3</p>

現行	改正案
<p>(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から</p>	<p>(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 附則第 5 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から</p>

現行	改正案
<p>第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 6 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 6 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 6 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商</p>	<p>第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商</p>

現行	改正案
<p>業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____ )に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
(略)	(略)
11～13 (略)	11～13 (略)



現行	改正案
<p>14 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税に関する法の規定の適用除外)</p> <p>15 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条</u>の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。</p>	<p>14 <u>法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税に関する法の規定の適用除外)</p> <p>15 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項</u>の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しない。</p>



報告第3号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月16日提出

恵庭市長 原 田 裕



## 専決処分書

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

恵庭市長 原 田 裕



## 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「市が」を「市は、第19条の規定により」に、「別表2に定めるところにより算出した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を手数料として」を「別表2に掲げる手数料を」に改める。

別表2中「364円」を「400円」に、「463円」を「509円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する産業廃棄物の手数料から適用し、施行日前に処分する産業廃棄物の手数料については、なお従前の例による。





恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案												
<p>第1条～第27条（略）</p> <p>（産業廃棄物処分手数料）</p> <p>第28条 市が _____ 産業廃棄物を処分するときは、別表2に定めるところにより算出した額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を手数料として徴収する。</p> <p>2（略）</p> <p>第29条～第34条（略）</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2(第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 1021 1097 1257"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分手数料</td> <td>第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。</td> <td>10キログラムにつき<u>364円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	取扱区分	金額	産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>364円</u>	<p>第1条～第27条（略）</p> <p>（産業廃棄物処分手数料）</p> <p>第28条 市は、第19条の規定により産業廃棄物を処分するときは、別表2に掲げる手数料を _____ 徴収する。</p> <p>2（略）</p> <p>第29条～第34条（略）</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2(第28条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 1021 1993 1257"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>取扱区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物処分手数料</td> <td>第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。</td> <td>10キログラムにつき<u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	取扱区分	金額	産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>400円</u>
手数料の種類	取扱区分	金額											
産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>364円</u>											
手数料の種類	取扱区分	金額											
産業廃棄物処分手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>400円</u>											

現行	改正案				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 331 768 513">           第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。         </td> <td data-bbox="772 331 1095 513">           10キログラムにつき<u>463円</u> </td> </tr> </table>	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>463円</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1301 331 1664 513">           第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。         </td> <td data-bbox="1668 331 1991 513">           10キログラムにつき<u>509円</u> </td> </tr> </table>	第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>509円</u>
第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>463円</u>				
第19条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき <u>509円</u>				
<p>備考 処理した量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとみなして計算する。</p> <p>別表 3 (略)</p>	<p>備考 処理した量が 10 キログラム未満のときは、10 キログラムとみなして計算する。</p> <p>別表 3 (略)</p>				

議案第 1 号

恵庭市固定資産評価員の選任の同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、恵庭市固定資産評価員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和 3 年 4 月 1 6 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 広 中 敦

〔住 所〕

〔生年月日〕



## 恵庭市固定資産評価員の選任

### 退任となった評価員

氏名	横道 義孝	生年月日	
住所			

### 選任する評価員（新任）

氏名	広中 敦	生年月日	
住所			
最終学歴			

### <職歴>

昭和63年	4月	1日	恵庭市奉職
平成25年	4月	1日	総務部財務室財政課長
平成29年	4月	1日	生活環境部環境政策室長
平成31年	4月	1日	生活環境部長
令和3年	4月	1日	総務部長

根拠法令	地方税法 恵庭市税条例
評価員数	1人
資格要件	<p>固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。</p> <p>ただし、成年被後見人若しくは被保佐人若しくは破産者で復権を得ない者、固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者、禁錮以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、若しくは執行を受けることがなくなってから、2年を経過しない者又は国家公務員若しくは地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者は、固定資産評価員であることができない。</p>
禁止事項等	<p>国会議員及び地方団体の議会の議員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員の職を兼ねることができない。</p> <p>また、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。</p>



議案第2号

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,028,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月16日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		4,903,224	143,020	5,046,244
	2. 国庫補助金	1,026,343	143,020	1,169,363
17. 道支出金		2,373,268	6,622	2,379,890
	2. 道補助金	608,237	1,021	609,258
	3. 委託金	163,273	5,601	168,874
歳入	合計	27,879,000	149,642	28,028,642

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,634,545	149,642	2,784,187
	1. 総務管理費	2,416,764	149,642	2,566,406
歳出	合計	27,879,000	149,642	28,028,642



令和 3年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	千円 4,903,224	千円 143,020	千円 5,046,244
17. 道支出金	2,373,268	6,622	2,379,890
歳入合計	27,879,000	149,642	28,028,642

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	千円 2,634,545	千円 149,642	千円 2,784,187	千円 143,020	千円 6,622	千円 0	千円 0	千円 0
歳出合計	27,879,000	149,642	28,028,642	143,020	6,622	0	0	0

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 139,720	千円 143,020	千円 282,740	1 総務費補助金	千円 143,020	千円 子育て世帯生活支援特別給付金事務費 3,820 子育て世帯生活支援特別給付金事業費 139,200
計	1,026,343	143,020	1,169,363			

(款) 17 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	千円 21,805	千円 1,021	千円 22,826	1 総務費補助金	千円 1,021	千円 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,021
計	608,237	1,021	609,258			

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	千円 161,792	千円 5,601	千円 167,393	1 総務費委託金	千円 5,601	千円 PCR検査センター運営事業委託金 5,601
計	163,273	5,601	168,874			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
17 諸 費	千円 32,698	千円 149,642	千円 182,340	千円 149,642	千円	千円	千円		千円	
				国 道				3 職員手当等	2,291	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (149,642)
								10 需用費	2,089	職員手当等 2,291
								11 役務費	360	需用費 2,089
								12 委託料	5,117	消耗品費 2,040
								13 使用料及び賃借料	585	光熱水費 49
								18 負担金補助及び交付金	139,200	役務費 360
										通信運搬費 177
										手数料 183
										委託料 5,117
										使用料及び賃借料 585
										負担金補助及び交付金 139,200
										4-2. PCR検査センター事業費 (6,622)
										職員手当等 2,105
										需用費 2,075
										消耗品費 2,026
										光熱水費 49
										委託料 1,857
										PCR検査委託
										感染性廃棄物処理委託
										PCR検査センター警備委託
										使用料及び賃借料 585
										4-9. 子育て世帯生活支援特別給付事業費 (143,020)
										職員手当等 186
										需用費 14
										消耗品費 14
										役務費 360
										通信運搬費 177
										手数料 183
										委託料 3,260

										子育て世帯生活支援特別給付金児童福祉システム改修委託 負担金補助及び交付金 139,200 子育て世帯生活支援特別給付金 139,200
計	32,698	149,642	182,340	149,642						

説明資料  
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明					
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源						
2	総務費	1	総務管理費	17	諸費	4-2	PCR検査センター事業費	6,622		6,622					PCR検査センターの設置期間延長に伴う増額
2	総務費	1	総務管理費	17	諸費	4-9	子育て世帯生活支援特別給付事業費	143,020	143,020						低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
合 計					149,642	143,020	6,622	0	0	0					

議案第3号

令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,654,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月16日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道 支 出 金		4,858,754	2,442	4,861,196
	1. 道 補 助 金	4,858,754	2,442	4,861,196
歳 入	合 計	6,651,867	2,442	6,654,309

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費		146,994	2,442	149,436
	1. 総 務 管 理 費	146,708	2,442	149,150
歳 出	合 計	6,651,867	2,442	6,654,309

令和 3 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 道 支 出 金	千円 4,858,754	千円 2,442	千円 4,861,196
歳 入 合 計	6,651,867	2,442	6,654,309

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総 務 費	千円 146,994	千円 2,442	千円 149,436	千円 0	千円 2,442	千円 0	千円 0	千円 0
歳 出 合 計	6,651,867	2,442	6,654,309	0	2,442	0	0	0

2. 歳入

(款) 2 道支出金

(項) 1 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	千円 4,858,754	千円 2,442	千円 4,861,196	2 保険給付費等 交付金 (特別交付金)	千円 2,442	特別調整交付金分(市町村向け) 千円 2,442
計	4,858,754	2,442	4,861,196			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 144,789	千円 2,442	千円 147,231	千円 2,442	千円	千円	千円	12 委託料	千円 2,442	1. 一般事務費(国保医療課) 委託料 税制改正システム改修委託 千円 (2,442) 2,442
計	144,789	2,442	147,231	2,442						

説明資料

(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費(国保医療課)	2,442		2,442					税制改正に伴うシステム改修費の増額
合計				2,442	0	2,442	0	0	0		